

相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例

平成 21 年 3 月 13 日
条 例 第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、相楽東部広域連合教育長の退職手当に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 連合長 相楽東部広域連合の長をいう。
- (2) 教育長 相楽東部広域連合教育委員会の教育長をいう。

(退職手当の支給)

第 3 条 この条例の規定による退職手当は、教育長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(退職手当の支払)

第 4 条 この条例の規定による退職手当は、支給を受けるべき者から申出があった場合には、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる。

2 退職手当は、教育長が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(普通退職の場合の退職手当)

第 5 条 次条の規定に該当する場合を除くほか、教育長が退職した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、その者の給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 教育長としての勤続期間については、1 年につき 100 分の 270

2 教育長としての在職期間が 6 月以上 1 年未満(傷病若しくは死亡による退職に係る場合又は次条の規定に該当する場合にあっては 1 年未満)の場合には、これを 1 年とみなして退職手当を計算し、またその在職期間に 1 月以上 1 年未満の端数がある場合には、その端数の期間に相当する退職手当を月割により計算して加算するものとする。

(公務傷病等による退職の場合の退職手当)

第 6 条 公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の額は、前条の規定により計算した額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給時期)

第7条 教育長に対する退職手当は、退職の都度これを支給する。

(退職手当の算定の基礎となる給料月額)

第8条 教育長の退職手当の算定の基礎となる給料月額は、退職又は死亡前1年間の給料総額の12分の1に相当する額とする。ただし、教育長としての引き続く在職期間が1年未満であるときは、その在職期間(勤務日数が1月未満であった月を除く。)中に支給を受けた給料総額を在職期間(勤務日数が1月未満であった月を除く。)の月数で除して得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、教育長の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教育長の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、教育長の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が、二人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(退職手当負担金)

第10条 退職手当の支給に要する費用に充てるため、毎月、教育長の給料月額に1000分の360以内を乗じて得た金額を積み立てるものとする。

2 前項の負担割合は相楽東部広域連合規約第17条による。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、連合長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。